

# 第1章 方針の基本的事項

# 第1章 方針の基本的事項

## 1.1 方針策定の経緯

地域での「顔見知り」関係や「挨拶ができる」関係は、町会などの形をとりながら防災・減災、防犯、見守りなどの安全・安心な地域づくりや共助の基礎となるものです。さらには住環境の改善、イベントや交流会の実施、行政とのやり取りなど、地域の様々な課題解決のための取り組みの基礎となってきました。また、子育てや健康づくり、スポーツ、社会教育・生涯学習など、日々の暮らしや余暇等における様々な分野での活動を通じて、人と人とのつながりを生み出し、個人の生活に潤いや生きがいを与えてきました。

現在、市では全国に先駆けて推進してきた市民自治によるコミュニティ施策が導入から約50年経過する中、市民ニーズは多様化、複雑化し、その解決には行政と地域のコミュニティの協働がますます必要不可欠となっています。しかし、地域のコミュニティは高齢化による担い手不足や、世代間・コミュニティ間の分断、住民協議会や町会のネットワーク機能の低下などにより、既存の地縁組織の枠組みや従来のコミュニティ施策では社会環境の変化や地域課題の解決への対応が困難な状況になっており、多くの団体が運営に苦慮し、活動の縮小などにもつながっています。こうした状況は、特に防災や福祉といった分野でのコミュニティの重要性を考えると看過できない状況です。

そこで、本方針の策定に向けて、三鷹市が半世紀にわたり築き上げた協働とコミュニティに根ざしたまちづくりを更に発展させ、暮らしやすい地域社会を実現する施策の検討を進めることを目的に、令和4（2022）年3月に「これからのコミュニティのあり方に関する基本的な考え方」（以下「基本的な考え方」という。）を策定しました。この「基本的な考え方」では、地域づくりの基礎となる「福祉」「防災」「教育」の3つをキーワードとして、地域コミュニティにおいて多様に活動する組織・団体と行政が新しい連携・協力の体制を構築し、対応するための議論・検討を進めることが必要としました。また、これからのコミュニティのあり方を考えるにあたっての18の論点を整理しました。そして、令和4（2022）年8月には「コミュニティ創生基本方針策定に向けた議論のための論点整理」（以下「論点整理」という。）を策定し、「基本的な考え方」で示した「3つのキーワード」及び「論点」について、その後の議論等を踏まえた再整理を行いました。「論点整理」では、キーワードのうち「教育」の説明に生涯教育の視点を加えるとともに、新たに「環境」を加え4つのキーワードとしたほか、論点の追加・整理を行い、20の論点にまとめ、市民や関係団体との議論の基礎としました。

また、市のコミュニティ行政において中心的役割を担ってきた住民協議会においても、平成 26（2014）年から「住民協議会在り方検討委員会」（令和 5（2023）年 10 月までに計 72 回開催）が設置され、今後の住民協議会やコミュニティ・センターの役割・機能などについての議論がなされています。さらに、市民の意見やアイデアを市政に反映することを目的として、令和 3（2021）年に設置した「三鷹市市民参加でまちづくり協議会」（愛称：Machikoe（マチコエ））においても、三鷹市基本構想の改正や第 5 次三鷹市基本計画の策定に向けて、幾つかのコミュニティに関わる提案がされています。

こうしたこれまでの検討内容や市民からの市への提案等を踏まえ、本方針を策定し、今後のコミュニティ施策の基本的な考え方を示すこととしました。また、策定に当たっては、各住民協議会が発行する周年記念誌や、NPO 法人三鷹ネットワーク大学推進機構での「三鷹まちづくり総合研究所」や「まちづくり研究員」の研究成果、さらには地域のコミュニティ団体関係者、三鷹市市民参加でまちづくり協議会参加者、庁内関係部署、学識者である先生方との意見交換などを踏まえながら作業を進めました。

## 1.2 方針の目的

本方針では、三鷹市におけるこれまでのコミュニティ行政の取組を総括するとともに、現状を把握し、課題を特定した上で、今後のコミュニティ施策の基本的な考え方を示し、取組の方向性を定めることを目的とします。また、併せて、その実現に向けた柱となる施策を提示します。

## 1.3 方針の位置づけ

本方針は、三鷹市基本計画に基づく個別計画を策定するにあたり、基本的な考え方を策定するものであり、基本計画や関連計画においても、本方針の内容を反映していくこととします。

なお、本方針は4年おきに見直しを行い、必要に応じて改定することとします。

